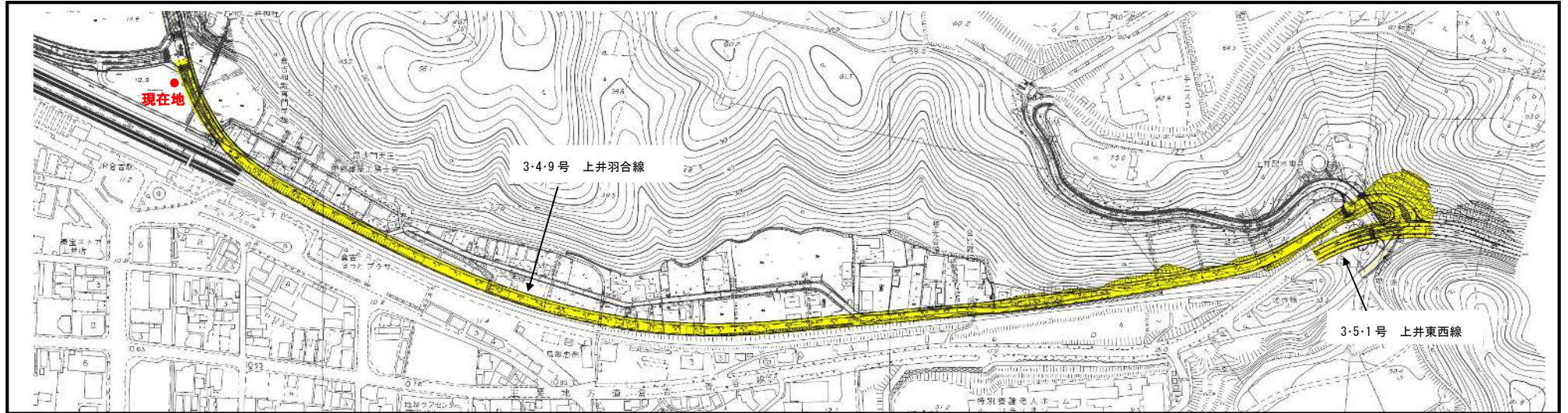


都市計画道路の事業着手に関するお知らせ

平成27年7月24日に都市計画法第59条第2項に規定する都市計画事業の認可受け、整備に着手している倉吉都市計画道路「上井羽合線」及び「上井東西線」のうち下図の区間については、平成29年2月10日に都市計画法第63条第1項に規定する都市計画事業の変更認可を国土交通大臣から受けました。また、都市計画事業の認可に伴い計画地内の土地建物等を鳥取県知事以外に有償で譲り渡す場合には、同法第67条の規定により、施行者である県に届け出なければなりません。



1 都市計画事業の内容

(1) 施行する都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 3・4・9号 上井羽合線
倉吉都市計画道路事業 3・5・1号 上井東西線

(2) 施行者の名称

鳥取県

(3) 施行する事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

(4) 事業地の所在

倉吉市大平町、上井字宮ノ前、字狭間、字宮ヶ坪、
字小泓、字山田及び字大江後並びに山根字大谷及び
字大平地内

2 届出の方法及び制限内容等

(1) 届出の方法

土地建物等の所在地、予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を定められた様式に記載して提出してください。

(2) 県との売買の成立

届出後30日以内については、県は届出のあった価格で買い取ることができます。

(3) 譲渡できない期間

届出から30日以内又は県が買い取らないことを通知する日までは、土地建物等を譲り渡すことはできません。

(4) 罰則等

届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は、罰せられることがあります。

なお、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

鳥取県中部総合事務所県土整備局道路都市課 TEL.0858-23-3227

鳥取県倉吉市東巖城町2 FAX.0858-22-7863

都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ

倉吉都市計画道路「上井羽合線」及び「上井東西線」は、平成29年2月10日に都市計画法第63条第1項の規定に基づき、事業計画変更認可の告示がされました。

この日以降は、都市計画法第71条第1項の規定により、一年ごとに土地収用法第26条第1項の事業認定の告示があったものとみなされます。本事業地内の土地については土地収用法による次の効果が発生しておりますので、お知らせします。

- 1 土地代金等土地に関する補償金は前記事業認定の告示があったとみなされる日（平成27年7月24日（事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については平成29年2月10日）、以後一年経過ごとに再度事業認定があったものとする日）の価格を基準日として算定します。
- 2 事業計画変更認可の告示のあった平成29年2月10日以後に土地や物件について新たに権利を取得された方は、既存の権利を継承された方を除き、補償金を受けることはできません。
- 3 事業計画変更認可の告示のあった平成29年2月10日以後に土地の形質を変更したり、建物等を新築、又は改築をするときは、あらかじめ倉吉市長の承認を受けた場合を除いて、その部分の補償を受けることができません。
- 4 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く）が、起業者（鳥取県）に対し裁決申請を請求することにより早期に補償額を確定させることができます。
- 5 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権等は除く）は、起業者（鳥取県）に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払請求をすることができます。
- 6 土地を所有される方又は土地所有権以外の権利をお持ちの方が、早期に移転等を希望される場合は、鳥取県収用委員会に対して明渡し裁決の申立てをすることにより、早期に補償を受けることができます。
- 7 詳細については、土地収用法の各条項を参照していただくか、下記連絡先へお問い合わせください。